

高圧電気設備更新整備工事 特記仕様書

1、工事概要

1) 契約番号・工事名称

- | | |
|----------|-------------------|
| (1) 契約番号 | 総工第1号 |
| (2) 工事名称 | 高圧電気設備更新整備工事 |
| (3) 工事期間 | 契約日の翌日から令和8年3月23日 |

2) 施設概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 施設名称 | ① 上北山村役場
② 総合案内センター
③ ワースリビングかみきた |
| (2) 敷地の場所 | 奈良県吉野郡上北山村大字河合地内 |
| (3) 施設用途 | ① 役場庁舎
② 道の駅
③ 保健センター及び診療所 |
| (4) 既存図面 | 図面有 |
| (5) その他 | 対象の建物・敷地については現地確認(内覧等)が可能です。
希望がある場合は事前にご連絡下さい。 |

3) 工事概要

- ・ 本業務は、上北山村役場・総合案内センター及びワースリビングかみきたの既設高圧受変電設備機器の更新を行う工事である。
- ・ 高圧電気設備更新整備工事を別紙(1)工事内容のとおり実施する(図面は別紙(2)のとおり)。設計図書等を参照し、遺漏の無いよう工事を実施する。
- ・ 既設機器等の撤去及び廃材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令を遵守し、受注者の費用負担と責において、適正に行うこととする。
- ・ 機器等の詳細な設置位置は、監督職員と協議のうえで決定すること。
本仕様書及び図面に明記しないものでも、設備の機能、保安及び法律上必要なものは、すべて費用に含めること。

なお、詳細については落札後に打合せを行う。

2、その他

- (1) 本工事は本仕様書の他、諸法令を遵守するとともに関係機関に対し詳細な施工計画をもって請負業者が協議し、調整を図るものとする。
- (2) 作業中は、施設の利用者などの安全確保、施設及び備品などへの汚染・毀損に十分注意を払うこと。
- (3) 作業中は、各施設の業務に支障をきたさないこと。
- (4) 使用設備は、参考機器と同等以上の性能とし、事前に総務課職員の承諾を得ること。
- (5) 性能試験は、設備機器が正常運転に入り、安定し、かつ構成機器の性能が完全であることを確認したあと、総務課職員の立ち会いの上実施する。
- (6) 入札までに現場調査を要望する業者は、その旨を総務課まで申し出ること。
日程調整の上、現場調査を行うものとする。